

研究報告

対馬古文書等採訪調査報告

A 対馬古文書保存についての私見

黒田省三

昨年と今年の二回に亘って対馬における古文書の実体調査を行つたが、(一)戦後における環境急変による世代の思想的断層の形成と共に、一般に祖先崇拜觀念が稀薄になったこと、(二)伝統否定の誤った自由民主主義の受容によつて若い世代に歴史的文化財に対する関心が頓に失われたことに起因して、古文書を比較的多数残存している上県地方に特にその散逸の傾向が強く、一部は壊滅寸前と言う状態にあって、その保存策が緊急を要することを痛感させられた。

保存対策としては、先ず古文書の湮滅散逸を極力防止するために、所有者自身にその文化的価値を認識させることであり、(1)汚損、虫蝕の文書を修理表装し、成るべくは成冊合巻すること、(2)重要文書を一括して保護施設のある機関に保管させることなどがあるが、同時に国または県がこれを文化財に指定して、適切な保存指導を加えることが必要である。

対馬における古文化財を、考古学的遺物を除いて分類すると、大まかに

- (A) 古文書
- (B) 古記録
- (C) 絵画地図類
- (D) 経巻
- (E) 棟札
- (F) 銅鐘
- (G) 遺蹟
- (H) その他

に分けられるが、私達の調査は(A)に重点を置いたので、(A)を中心とし、(B)以下は補足的に述べることとして、対馬における古文化財の要度の高いものを摘出標記し、これらの個々についてその実体を説明して保護対策に資し、以て保存

の万全を期待したいと思う。

そこで先ず古文書については、対馬における古文書の性格について一ことと言及して置きたい。対馬における古文書は、単にその膨大な数量が残存していると言うだけでなく、その分布の範囲が、内地ではほとんど寺院や神社のほかは旧大名の家柄か江戸時代の庄屋、名主と言つた旧家が所持しているに過ぎず、それ以外はその道の好事家が金銭に糸目をつけずに買いつめたものか、あるいは地方研究機関が骨を折つて蒐集したものであるのに対し、対馬では各部落に必ずと言ってよい程数軒の旧家があり、これらの当主がいずれも領主からその家に与えられたいわゆる御判物を中心に伝領の古文書を収蔵しているのである。

その理由は何故かと言うと、(一)古くから外敵の侵寇を幾度かうけたが、沿海各部落の地理的孤立性によつて、戦乱による被害が概して少く、(二)にはその自然的条件によつて生産の進行が他の地方より後進的であった上に、中世以来百姓の増減を極力抑制する種々の共同体的諸規制が村方支配に加えられたために階層分化が進まなかつたこと、(三)には鎌倉時代に宗氏が入島してから明治の廃藩置県まで一度も政治的支配者の交替がなく、島内の旧家が宗氏の所領宛行や権利知行の安堵保証を得て、中世的な封建制の下に、給人として旧態依然とした農耕漁撈の生活になじんで來たことが、その判物すなわち領主の花押あるいは印章を捺署した公式文書を所持することによつて、家柄を誇り、その社会的な地位を守り続けて來たと言つてある。言い換えればその地位が古文書の伝領と言うことで裏付けられて來たわけである。

であるから対馬の古文書は、その七割強までが宗氏の判物であり、しかもその判物の年代は、一口に言えば中世文書が大部分で、詳しく言えば鎌倉時代に属するものは稀れであつて、室町時代を通じ、文明前後が最も多く、慶長にまで及んでいる。文明前後が最も多いと言うことは、成職、貞國の代に宗氏の対

馬一円支配が軌道に乗ったことを示すものであり、慶長以降の文書が少いのは、寛文頃を境にして藩主と給人との関係が郡奉行→奉役→下知役の線に集約され、島内八郷の庶政が奉役を通じて行われるようになったためと、今一つに近世の藩政にたずさわった執政や家老の家柄が今日ほとんど廃絶しているためである。

対馬に現存する古文書の様式論的分類は、すでに長崎県立図書館における七月二十四日の私の講演に詳細述べているので省略するが、判物でない残り三割弱の古文書は、宗氏入島以前から対馬に土着していたもの、あるいは少弐被官としてある時期には宗氏と対等であった家柄のもの、及び鎌倉時代以前から社家として神職に奉仕していた家柄などの伝領したもののが相当数含まれて居り、それらの家には鎌倉時代に遡る古文書も発見されている。

江戸時代に対馬府中藩（厳原藩）では、前後数回に亘って藩主宗氏がその家臣もしくは藩内の寺社に与えたいわゆる判物を判物改と称して蒐集し、書上と称して編集謄写しているが、その合輯成冊したものが『宗家判物写』と称されて、現在厳原町国分万松院境内の宗家文庫、及び韓国文教部国史編纂委員会に分蔵され、その複写本が九州大学附属図書館その他に所蔵されている。

この『判物写』は貞享四年と、享保八年の両度の書上が最も整備されているが、惜しむらくは、いずれも一部が散逸して完本ではない。しかし判物改が単に家臣や寺社だけに限らず、島内における判物を所持する百姓、町人のすべてを対象としていることと、判物改に際しては、前回に収録された文書を除き、新規のものだけを載せる場合と、蒐集した古文書をことごとく書上げる場合とがあつて、屢次の書上に重複がかなりあるが、そのことが却つて現存の『判物写』だけによつても、府中藩が書上げた対馬古文書のほぼ全貌に近いものを窺知するに役立っている。

ところで『宗家判物写』が宗氏給付の判物を中心として書上を行つたことに

よつて、判物でない古文書が故意に脱漏される結果となつてゐるが、これは個人の私信、就中土地の譲状もしくは売券が主要なもので、このほかに近世のいわゆる地方文書として藩の村方支配を解明する口上覚書の類が含まれて居て、これらが『判物写』に書上げられていないだけに、今日島内に散在する旧家を一軒一軒探訪しなければ、どんなものがあるかわからない。私達の調査の目的とそれに伴う苦労もこんなところにあると言える。

(一) 私達が現在までに寓目した古文書約二〇、〇〇〇通を対象としたのであって、全島を隈なく踏査したわけでもなく、また採訪に当つて、先ずは見落しはないと思うが、所持者の不在のため調査しえなかつた家も若干あり、当然未見の古文書がまだ相当数あることを留意されたい。

(二) 評価の条件として、その対象物件が歴史的に古いものと史料としての価値が大であるものとに大別されるが、単純に前者の条件を満たすものとして、中世文書、就中文明年間以前のものに重点を置いた。宗貞国の対馬定着以前の記録はほとんどなく、『宗氏家譜』その他いづれも江戸時代の編纂物であつて、古文書のみが重要な史料であるからである。しかし文明以降のものでも、対馬の歴史と文化を解明する端緒ともなる史料的価値ありと判断される文書はこれを逸してならないこと勿論である。

(三) 近世文書は、一応対象外に置いたが、勿論、『杉村家文書』の如き藩政史研究に役立つ文書類や奉役、下知役を歴任した有力給人家里に収蔵されている口上覚書の如き文化史料も充分保存されなくてはならない。

(四) 現存古文書のことごとくが重要であるわけではないので、古文書古記録所持者で別項に標記されない旧家が多数あり、またその伝領文書のうちにも除外

したものがあるが、これは飽くまでも第一段の措置として前記規準によって仕分けしたもので、除外の文書が歴史的な価値を全く持たないと言うわけではなく、別途の措置としてその保存を指導すべきことは当然である。一部を文化財として指定し保護措置を加えると、却って指定外のものを反古視される結果になると懸念する見解もあるが、自家伝領の古文書の価値を認識させるためには、一部指定でも充分に役立つことは過去の実績でも諒解されよう。

(4) 今年度採訪の古文書は、まだ撮影フィルムが現象、焼付の段階にあって、整理を終っていないので、調査の結果として対象物件の個々の詳細なデータを提供するまでに至っていない。従つて文化財として指定するに当つては、当然厳正慎重な審議があるであろうが、申請物件の点数や学術的、主として古文書学上の名称などは、調査終了次第あらためて検討し、詳細なデータを提出したいと思う。

△別項は主として私の調査であるが、一部は本学教授村田正志博士の今次の調査に基いて記述したところがある。

(A) 古文書

(1) 大山小田家文書 厳原町田淵 庄司シナ氏所蔵

一巻に成冊してあるが、やや損傷して居り、修理をする。内容はことゞとく中世文書で、『宗家判物写』享保書上では大山喜左衛門持来分として五通を収録しているが、今日伝えているのは、元応元年十一月廿九日付八田六郎等宛少式武藤貞経書状ほか四七通である。小田の本宗は今日子孫断絶し、母方の縁戚を以て、庄司家に襲藏されている。

(2) 斎藤家文書 厳原町今屋敷 斎藤定樹氏所蔵

斎藤氏は寛元四年宗重尚の対馬入島に従軍した盛直の後、その子資定は天文十一年蒙古襲来の際に佐須の浜で防戦し、地頭代宗助国とともに国難に殉

じた。宗氏とは因縁浅からぬ家柄で、その建業に功績最も多く、佐須郡久根その他に知行地を与えたが、享保八年に義智以前の譜代御家人と認定された旧家中の名門である。その知行高は、貞享三年三月には七間二尺八分七厘九毛八、正徳五年九月には久根浜村新聞を合せ一二間二尺六寸五分三厘七毛六となっている。幕末に藩家老として嚴原に移り住み、子孫今日に至っている。

△当家文書はすべて中世文書四巻から成り、一巻には延慶四年六月日付久禰次郎右衛門尉定能申状に少式武藤貞経が外題安堵した文書ほか一通を收め、このほかに同文書の写しが一巻ある。『宗家判物写』貞享書上によれば、佐須郷久根村斎藤弥兵衛所持分として六四通を収録しているが、現在は六三通うち同文の写し七通があつて、若干の出入りが認められる。

(3) 下田家文書

嚴原町日吉 下田稔氏所蔵

△下田氏はもと豊後大友氏の家臣上野家の出で、後に対馬に渡り、宗氏に仕えた。その文書はいずれも大友氏関係のもの、内八通は東京大学史料編纂所で影写本を作成しているが、他に未公開の文書が一七通ある。いずれも切封のまま文書の原形を遺している。断簡が二通ある。

(4) 主藤家文書 厳原町豆駿 主藤寿氏所蔵

主藤氏は豆駿多久頭魂神社の社務を司るクゾウ(供僧)の家柄であり、その伝領の文書記録は極めて多く、その中には前記神社の地域に関するものや天童法師縁起の類があつて、対馬固有の文化史料を含んでいる。中世文書も応永廿四年十一月十二日付宗貞澄寄進状ほか三七通を数え、うち一通は断簡、六通は写しである。前掲『宗家判物写』には、豆駿村給人主藤惣左衛門分として、七通を収録するに過ぎないが、住持々分としてほかに一七通を收め、いずれも当家に現藏されている。

(5) 小森家文書 厳原町豆駿 小森左京氏所蔵

小森氏は、内山・久和の諸氏とともに、宗重尚の子盛就を祖とする家柄、与良党に属し、豆駿給人中の名門である。元徳二年八月廿八日付宗馬弥次郎入道宛少式妙恵裁許状をはじめ一七通いすれも中世文書から成っている。内山家文書の所在不明な今日、重要史料の一つであろう。前掲『宗家判物写』は、豆駿郷豆駿村給人小森喜兵衛分として一〇通を収録している。

(6) 久和家文書

数は僅かに九通で多くはないが、私文書三通は文化史料として面白い。ただし原物は水漬りしたらしく腐蝕し、このままで近く壊滅の虞れがあるう。

(7) 初村家文書

初村氏は蒙古襲来の際に陣没した宗右衛門三郎頼勝の後と伝えられるが、中世以来の古文書三五通を二巻に収めている。過般の九学会調査の際に採訪され、今は九州大学の手によって立派に表装されていて、披見保存に申分がない。『宗家判物写』貞享書上によれば、久根村初村次郎右衛門分として四通を収録しているに過ぎない。

(8) 井田家文書

厳原町久根田舍 初村泰男氏所蔵

井田氏は、初村氏と同じく宗頼勝の後と伝えられるが、佐須党に属する名門である。古文書一巻一六通（宝徳三年三月廿一日付宗太郎右衛門尉宛宗貞盛書下ほか）があり、その数は必ずしも多くはないが、いずれも中世に属するものである。前掲『宗家判物写』には佐須郷樺根村給人井田加右衛門分として、一四通を収録している。

美津島町鶴知 亀谷治三氏所蔵

亀谷鯨組関係文書
亀谷鯨組は、その組頭亀谷卯右衛門が文政二年に六十人格となり、文保三年頃から捕鯨業に乗出して鯨組をつくったことにはじまる。彼は与良曲の海士達を刃刺にして、納屋を芦ヶ浦のほか仁位の廻浦、伊奈の茂江浦を開いて操業、一代にして巨富を積んだ。富裕の町人がその富力に物を言わせて土士

(10) 津原家文書

美津島町賀谷 津原和義氏所蔵

『宗家判物写』に収録されていないが、戦前に東京大学史料編纂所で採訪し、同所にその影写本がある。一三通軸装されていたが、卷首が破損し、そのうえ各葉が剥落しかけていて、緊急に再装の要がある。延文二年三月六日付津原右衛門佐宛宗経茂打渡状のほか漁場免行の文書があり、極めて興味深い。惜むらくは貞和四年三月二日付宗盛国書状は断簡で首尾を欠いている。津原家については家系を知るべき史料がない。

(11) (a) 成化十八年三月倭人皮古三甫羅告身 一通

(b) 成化十三年九月倭人某告身 一通

(c) 弘治十六年三月倭人皮古而羅告身 一通

美津島町尾崎 早田盛太氏所蔵

李氏の朝鮮は、建国の前後からわが海寇になやまされて來たので、その懷柔策を積極的に進め、投降帰順者には田地・家財を支給して、生活の安定を与えるとともに、廩祿という餉で釣つて、官職を授けると言う優遇を行つた。この官職を受けた邦人が受職倭人で、その辞令書が告身である。これがやがて漂流民の送還とか珍貨の貢献、情報の提供などでも、誠意嚮向するという理由で、投降者でなくとも、わが国に居住したままで官職が授けられ、ついには対馬その他の土豪で海賊行為をはたらきそななものにも、これ

欽旨

波古三番爲宣慰使軍事

御制詩等

成化八年三月

を未然に防ぐために授職すると言うようになり、しだいに高い官職も授けられて、三品以上の堂上官にのぼるものもあつた。これらの受職倭人は実務に従事しない、定員外の影職ではあるが、官位相当の待遇を受け、一年一回、告身をたずさえて朝鮮あるいは代人を遣して朝鮮に渡り、王宮に伺候して種々の歛待をうけ、その機会に貿易を行なった。こうして海寇は漸減し、平和裡に貿易が行われたが、対馬にはその告身を受けられたものが多く、申叔舟が編修した『海東諸國紀』によると、文明三年現在で、筑前の五人、壱岐の三人に対して、対馬には一八人も居つた。

(a)は成化十八年すなわち文明十四年に對馬の尾崎の早田彦三郎に授けられた告身で、宣略特軍は武班從四品下、副護軍は同品相当官である。この告身の様式は、まさしく『経国大典』の「文武官四品以上告身式」に適合している。しかもこの告身の他に類例を見ない特色は、宗主国である明の皇帝から賜給された「朝鮮國王之印」が鈴されていることで、朝鮮では初めてこの印を政批、官教に用いたが、頻繁な使用による印跡の磨滅を案じて、成宗のとき、わが明応二年に倭人や野人（滿洲族を指す）受職者の告身には「施命之宝」を用いることに改めた。本書は、実にこの用印制度の改正前の貴重な史料で、韓国の現存古文書のうちでも皆無で、僅かに李崇元が成化八年に賜

った佐理功臣賞勲教書（韓国では国宝に指定されている）にこの印が鈴していると言ふ極めて稀少の価値を持つている。

本文書は今春に國立館大學において外形を変えることなく修理したが、修理の際に右下隅を剝開し、果してこの告身に伴う貿易権利の行使者の署名、黒印跡各一、朱印跡一を発見した。その影写は原寸のまま同大學附屬圖書館に保管されている。本文書はその史料的価値からも國が文化財に指定し、その保存に万全を期すべきものである。

(b)は受職倭人告身の現存する最も古いものであるが、惜むらくは右下半分が断爛し、全体に破損の程度が甚だしい。これも國立館大學において修理した。「弥□□」なるものの進階の告身である。

(c)は早田彦四郎が司猛を授けられた告身で、『経国大典』の「文武官五品以下告身式」にまさしく準拠している。(b)(c)ともに倭人告身として県が指定して然るべきものと思う。

(12) 山上家文書

豊玉村仁位 山上睦氏所蔵

山上氏は仁位の給人で奉役を勤めた島内でも有力な旧家である。正慶二年四月十六日付山上左衛門亮宛宗経茂宛行状ほか中世文書七通（うち南北朝のもの五通）を軸一巻に装してある。保存状態は悪くない。『宗家判物写』享保書上によれば、仁位村山上半兵衛所持分として、判物三〇通を収録している。

(13) 仁位家文書

豊玉村仁位 仁位信義氏所蔵

仁位氏は宗経茂の弟頼次を祖としている。頼次は興國六年対馬に渡り、惣代官として島政を執ったが、仁位郡中村の地に館したので、姓を中村と称し、中村をのちに仁位と改めたので仁位氏を姓とした。仁位氏は子孫繁衍し、惣領家に対して中村庶流と称し、頼次の子澤茂が少弐武藤氏の本宗争いを背景に対馬守護代となつて以来、惣領家と対抗する勢力を島内に扶植し、江戸時

代初頭まで仁位郡代家を誇称した家柄である。同家には正中二年五月十三日付三郎兵衛入道宛宗慶宛行状ほか中世文書一巻三通が叢蔵されている。

(14) 長岡家文書 豊玉村仁位 長岡公氏所蔵

長岡家は仁位に鎮座する和多都美神社の祠官の後で、その文書は、暦応二年八月廿三日付宮師房覚惠宛宗慶宛行状ほか一九通があり、「宗家判物写」享保書上にも収録されていないものを多数含んでいる。

(15) 仁位国分家文書 豊玉村仁位 国分保之氏所蔵

仁位国分家は、和多都美神社の明舞職を持った家柄で、その文書は暦応二年十二月七日付代官祐勝書下ほか明舞職相続に関するものが数通ある。

(16) 仁位佐伯家文書 豊玉村仁位 佐伯永之氏所蔵

佐伯家は三根在庁からおこり、峯氏を称したことがあるが、本宗は仁位郡嵯峨に移り、仁位はその分派である。伝領文書は、天正十四年二月十一日付佐伯将監助宛宗昭景感状ほか一巻四通がある。

(17) 卵麦国分家文書 豊玉村卯麦 国分八郎太氏所蔵

卵麦国分家は、高式間七寸四分八厘三毛四を宛行された有力給人で、国分寄合の中核をなす家柄、天文十五年の称姓までは宗氏を許されていた。伝領文書は、明徳四年八月十五日付国分彦七宛宗茂親安堵書下ほか九通を一巻に転載してあるが、汚損が甚だしかったので、國士館大学において修理した。

(18) 平山家文書 豊玉村田 平山タミ氏所蔵

平山氏の本宗、高式間一尺五寸六分一厘八毛九四を宛行されているが、享保八年に義智以前の御家人として上士に格付けられた仁位給人中の名門である。伝領文書には、永和四年九月十六日付平山源次宛宗澄茂宛行状ほか南北朝時代のもの二通を含み、一八通の中世文書があるが、やや汚損したものと思う。

(19) 天暦三年高麗浮石寺造像文記 一通 豊玉村小綱 村瀬登氏所蔵

朝鮮特有の楮紙に書かれた高麗文書、天暦三年は元の文宗代の年号である。小綱の觀音堂に安置されていると推定される。高麗瑞州の浮石寺に安置する觀音菩薩一体を戒真、玄一らの比丘、優婆塞が鑄成した縁由を記したもの、造像記は概ね光背、腕部あるいは趺下に鑄むのが普通で、結縁文記の現存するものとして極めて珍しいものである。原文は次の通りである。



南贍部洲高麗國瑞州
地浮石寺堂主觀音鑄

成結縁文

蓋聞諸仏菩薩發大誓願而度諸衆生也雖無彼我平等以視之然「仏言無因衆生難化依此金口所說弟子等同發大願鑄成觀音一尊安于浮石寺永充供養者也所以現世消災致福後世同世安養而願也」

天暦三年二月 日 誌

伏願先主父母普觀道戒真 同願 玄一

心	惠	清	法	道	幻	清	清	惠	清	惠	心
金	愈	中	石	甫	成	金	金	愈	中	同	金
爺	阿	成	成	甫	達	甫	應	阿	比	留	阿
承	守										
金	龍	萬	加	樂	道	難	萬	文	伊	三	件
惡	三	丈	沙	三	者	伊	丈	沙	三	哲	伊
閑	守	徐	桓	仁	道	三	徐	桓	加	樂	者
守	旦	防	同	石	人	伊	防	同	沙	三	丈
惡	守	火	八	哲	伊	三	火	八	樂	仁	徐
閑	閑	火	八	行	行	伊	火	八	石	石	防

多々ある。

(20) 唐洲阿比留家文書 豊玉村唐洲 阿比留政信氏所蔵

唐洲阿比留家は、高一間二尺二寸七分四厘一毛六の知行を持つた給人で、伝領文書は、応永二年八月十二日付八郎左衛門宛宗茂親宛行状ほか一〇通を成卷したものとバラのもの数通がある。

(21) 松村家文書 峰村三根 松村国智氏所蔵

松村家は三根の給人で、奉役を勤め、高四間三尺二寸一分七厘七毛四の知行を与えられた有力な家柄で、蒙古襲来の際に陣歿した甲斐六郎盛家を祖とする松村氏の本宗、宗姓を許され、大松村と俗称している。『宗家判物写』享保書上に松村弥三兵衛所持分として収録された一九通は同家に現存するが、『長崎県史』史料編第一は、応永五年卯月廿七日付宗六郎宛宗頼茂宛行状ほか一通を収めるのみである。軸二巻に表装してあるが、國立館大学において修理したものである。

(22) 三根阿比留家文書 峰村三根浜 阿比留学氏所蔵

給人としては様高が低いが、『宗家判物写』享保書上には、三根村百姓字左衛門分として判物二〇通が収録されている。建武三年四月五日付宗右入道宛少式頼尚書下ほか全數が現存し、南北朝のもの四通がある。対馬大掾家関係の文書で、鶴知阿比留大掾家の文書が所在不明な今日、本文書の価値は一層大きい。

(23) 志多賀阿比留家文書 峰村志多賀 阿比留創氏所蔵

もと吉田に居つたが、後に志多賀に移つた。宗職の代と思われるが、移居の理由はわからない。高五間二尺三寸六分七厘一毛八八の知行を与えられた有力な給人である。伝領文書は、享徳三年八月十一日付阿比留平四郎宛宗成職書下ほかで、さしたる重要な内容がないとも言えるが、その数量は多く、給人関係の文書としては注目すべきものであろう。

(24) 長野家文書

峯村志多賀 長野美氏所蔵

志多賀の下士すなわち足軽家である。伝領文書は、漁業・貿易に関するものが多く、宝徳四年十一月廿一日付長野大隅入道死宗成職死行状ほか六通の中世文書がある。『宗家判物写』享保書上に長野三五郎分として収録されて居り、長野善八分として収められている建武五年七月六日付長野助豊軍忠状や同年七月六日付宗木宗像彦太郎宛少式武藤頼尚問状は見当らない。ただ写しではあるが、建武三年七月十日付足利尊氏感状ほか五通、いずれも建武三・四年の長野助豊軍忠状が一巻に軸装されている。原本は見当らない。

(25) 津江家文書

峯村志多賀 津江素直氏所蔵

津江氏は斎藤・立石氏らとともに、宗氏入島に際して従軍した家柄で、中世においては宗氏の対馬一円支配と朝鮮貿易関係の確立に最も協力し、享保八年には義智以前の譜代御家人として馬廻に格付けられた名門であつたが、のち次第に一族が衰微し、六十人中に格付けられたもののほか、志多賀では長野氏と同様に下士として定着している。伝領文書は巻軸に仕立てられたものとバラがあり、いずれも甚だしく痛んで、披見するにも容易でない状態であるが、文安六年十月付宗左衛門亮宛国璽請取状ほか中世文書二五通あり、緊急に補修して保存の措置を講ずる要がある。

(26) 中村家文書

峯村吉田 中村国政氏所蔵

中村氏は甲斐六郎盛家の後で、吉田に居住し、本宗のほか分家二もまた吉田に在つていずれも高一間以上の知行を与えられていた。この家は分家の一つで、『宗家判物写』享保書上には給人中村六郎左衛門とあり、応永六年正月十一日付宗六郎宛宗貞茂宛行状ほか九通を収録している。

(27) 中村家文書

峯原町大手橋 中村直城氏所蔵

この家は前記『宗家判物写』享保書上に給人中村久之允とあるもので、永享八年九月廿九日付佐伯河内入道宛宗貞盛書下ほか一六通の中世文書を二巻

に軸装してある。表装は九州大学が行つたもので、保存状態は良好である。

(28) 安藤家文書

峯村吉田 安藤茂喜氏所蔵

甲斐六郎盛家を祖としているが、禄高の低い給人である。しかしその襲藏する古文書・古記録は決して少いとは言えない。延徳三年九月二日付安藤長門守宛宗貞国書下ほか中世文書が一九通ある。

(29) 薦田家文書

峯村吉田 薦田正人氏所蔵

江戸時代には吉田村の百姓となつてているが、中世には宗家の家臣として廻船に力をつくした有力な給人であった。伝領文書はいずれも中世に属し、文明元年十二月廿日付薦田六郎左衛門宛宗盛勝遵行状ほか一通がある。

(30) 龍造寺家文書

峯村吉田 龍造寺速氏所蔵

肥前龍造寺氏の一族で、少式武藤氏没落前後に宗氏に従つて対馬を渡った家、吉田村権現社の神主職を持つ社人である。六月十二日付管徳太郎宛宗貞茂袖判書下ほか四通の中世文書を伝えている。

(31) 永留家文書

峯村木坂 永留久恵氏所蔵

永留氏は、もと木坂八幡宮の鉢舞役を勤めた社家で、その伝領文書は、応永廿七年八月五日付馬三郎宛大掾国時書下ほか二〇通余の中世文書であるが、その保存状態は決して良好とは申されない。

(32) 鳥居家文書

峯村木坂 鳥居嚴氏所蔵

鳥居氏も、木坂八幡宮旧六社家中の一であり、その伝領文書は、中世以来の神事関係の重要な史料もあり、しかもその数量も六四通（うち写二通）とかなり多い。就中、安貞二年九月十一日付国宣裁許状は、佐護院内塙田四段の買得について、永真の子孫と光貞なるものとの相論に関するもので、宗氏入島以前の在序文書であるばかりでなく、対馬現存古文書中、最古のものの一である。ただし同家の文書は、保存状態が極めて悪く、ほとんど披読不可能のものも少くない。緊急に修理して、保存の万全を期すべきものと思う。

(33) 多田家文書 峰村賀

佐 多田寿男氏所蔵

賀佐の土豪で、享保八年

には義智以前の譜代御家人に格付けられた。伝領文書は、応永十三年三月十一日付宗貞茂書下ほか一三通の中世文書がある。

(34) 伊奈阿比留家文書

上県町伊奈 阿

比留弥七郎氏所蔵

阿比留氏は、平安時代中

期に対馬国造家に代つて拾

頭した家柄で、本宗は鶴知

に在つて大掾を称した。そ

の子孫は各地に繁衍して、

豆酸・佐須・唐洲・朽木

(吉田)・伊奈の在序(供僧)

になっている。弘仁四年刀

伊の入寇に際し、上総国畔蒜郷から来て対馬に渡つたと言う説は真偽不明であるが、藤原氏を出自としたのは、明かに応永四年阿比留三郎兵衛尉が鶴知

住吉神社の神主職を宛行され、神事を執る據官となつてからのことと思われる。この家の伝領文書には、暦応三年二月十二日付すへつな土地譲状ほか『宗家判物写』には収録されていない中世の珍しい土地売券を多数含んでいるが、一巻に一九通が軸装されている。ただし建永元年十月十四日付藤秋依

據官昇叙の大宰府擬符ほか一通は、原本ではなく写しである。

(35) (a) 万曆二十五年正月倭人信時老告身 一通 上県町伊奈

(b) 天啓三年十月倭人平信時告身 一通 小野高光氏所蔵

万曆二十五年はわが慶長五年に当り、この告身(a)は、朝鮮役の終局近くに降伏すなわちわが陣営から朝鮮側に投降し、その側に立つてはたらいた対馬の島人に授けられたものである。勿論、原物が今日現存するところから、偽つて投降のジエスチューを示し、主君宗義智が小西行長にはたらきかけて推進した講和交渉のための一役を買ひ、戦後は告身とともに自分も無事対馬に帰還したのである。信時老は、彼の記録を対照すると、小野新十郎のこ

と、彼は姓を保家とも書かれている。講和交渉が不調に終り、再征の軍がすでに動員されている中の受職であるが、義智の命によつて通詞として彼我的の折衝に当つた梯七大夫の手下で活躍し、武田又五郎・岡村清藏らとともに、和議進行中は人質として彼の陣営に留まつていたもの、慶尚右道兵馬節度使

金心瑞のスペイとしてはたらくよう説得されて授職されたものであろう。平信時は誰かわからないが、新十郎の子であろう。告身に、その父の死により襲職を願い出て、司猛を除授するという王命があつたので礼曹の移闋によつて兵曹がこれを施行する旨の注記がある。(a)は武班正五品、(b)は從八品に相当する官職で、いずれも『經國大典』に規定された五品以下の告身式に一致する。朱印は「兵曹之印」である。告身に注記があり、様式的にも特殊なケースとして興味深い。両告身を一本に軸装してある。

(36) (a) 万曆四十一年八月倭人馬掌古羅告身 一通 上県町志多留

(b) 万曆四十三年七月同人告身 一通 武田家幸氏所蔵

朝鮮役後、俘虜送還の功勞によつて授職された武田又五郎の告身、(a)は護軍、(b)は僉知中枢府事、いずれも四品以上告身式の規定によつて教旨となつていて、(b)は掌上官加資昇叙の注記がある。武田家にはこの二通の告身のほ

か、永禄十年七月廿日付武田又左衛門尉宛宗調昌書下一通がある。

(37) 阿部家文書

上県町志多留 阿部景氏所蔵

阿部氏は志多留の土豪、阿比留氏の分派と言われているが、むしろ国造家の支流ではないかと思われる。伝領文書は少くないが、保存状態が悪く、断簡が多い。最も古いものは、大永三年六月六日付伊奈郡代宗越中守盛次の判物である。洪含寺（宗調國の菩提寺、今は廢寺）関係の記録を持っている。

(38) 志多留平山家文書

上県町志多留 平山将監氏所蔵

志多留の給人、文化十一年に馬廻格となり、幕末維新の際は伊奈郷の奉役次席となつた。中世判物苦干を持つてゐる。

(39) 川本家文書

上県町樺滝 川本源盛氏所蔵

川本家は、宗経茂の子正国から出たと言われる仁田届指の名門で、禄高二間三尺四寸二厘四毛四（百三十石）、明治大正頃の郷土史家川本達もその分派の後裔である。『宗家判物写』延宝書上には、給人川本与左衛門分として、貞和五年二月廿七日付中村宗香書状ほか二七通を収録しているが、その全数が現存し、しかも同書の編修者が読めなかつた仁田左衛門太郎宛宗澄茂の遵行状は、文中四年日付であることが原本の採訪によつて明かにされた。

(40) 市山家文書

上県町女連

市山定男氏所蔵

越戸・鹿見・久原などの旧家が、いずれも家伝の古文書・古記録を散逸してしまつてゐるのに、この家だけが僅かに永禄十年十月十五日付市山助四郎宛宗調昌書下ほか数通の中世文書を収蔵している。しかもこのほかには目覚しいものは何もなく、文書も壊滅寸前の状態である。

(41) 天正二年坪付 一通

上県町深山 佐護光義氏所蔵

対馬に現存する田畠坪付帳の最古のものである。中世における坪付は、『宗家判物写』に文明五年九月十四日に三根郡代宗盛勝が吉田で、享徳四年八月二十三日付仁位郡代宗信濃守盛家が清玄寺に与えたものが記録されてい

(42) 天正十一年田畠坪付 一通 上対馬町豊 洲河生虎真氏所蔵

がある。

(43) 大石家文書

上県町深山 大石政利氏所蔵

佐護の大石三家のうちの足輕家もと立石流、永正五年三月廿九日付宗盛順名字書出ほか数通の中世文書を所持している。ほかに天正九年八月十四日付宗昭景判物ほかの写しがある。

(44) 豊田家文書

上県町友谷 豊田清益氏所蔵

佐護の有力給人、高二間三分八毛四の知行を与えられた。応永十八年八月十一日付豊田彦四郎宛宗貞盛書下ほか相当数の中世文書を収蔵しているが、写しと思われるものが多く、また『宗家判物写』享保書上に収録されている文書で見当らないものも多い。

(45) 慶長五年三月二日付武田吉兵衛宛宗義智判物 一通

上県町佐須奈 武田吉郎氏所蔵

『宗家判物写』享保書上に武田喜兵衛所持分として収録されている。原物は軸装してある。慶長五年朝鮮との国交回復の端緒をつくる目的のため、朝鮮人の俘虜を優遇し、これを送還して、対馬側の和親の至情を伝えさせるという苦肉の策から、朝鮮人生捕りの計画を立てたが、朝鮮側の嚴重な警戒のためにしばしば失敗を繰返した折柄、佐須奈の武田喜兵衛が水夫八人ととも

に佐護湊を出帆して朝鮮の釜山浦に潜入し、夜陰に乗じて船軍（船頭のこと）一名を捕えた。そこで宗義智は、この俘虜に内意を含めて帰国させ、袖谷弥助智広を朝鮮に遣すこととなつた。このときの喜兵衛の功績に対し、佐護郡

佐須奈村にある五根緒の糸瀬氏知行分宛に行つたのがこの判物である。

(46) 米田家文書

上対馬町琴
米田匡氏所蔵

当家は琴崎明神社の祠官であつて、永禄十二年三月廿四日付琴崎大宮司宛宗調昌書下ほか中世文書一通を伝領しているが、その文書は雨水に漬つたらしく、数通はほとんど披見に堪えない状態にある。

(47) 武本家文書

上対馬町舟志
武本庫丸氏所蔵

武末とも書く。舟志の給人で、禄高三間二寸六分九厘三毛、天文十八年十月十日付武末藤右衛門尉宛宗晴康書下ほか十数通の中世文書を襲藏している。

(48) 大浦家文書

上対馬町大浦
大浦隆典氏所蔵

大浦氏は、享保八年の諸家々格認定に当り、宗義智以前の御家人として認められた四一家の一で、宗氏譜代の家臣として最も高い格式の家柄とされてゐるが、実は宗氏が対馬に入島する前からの在地の国人衆であつて、『大浦家系図』によると、大浦壹岐守なる者を始祖としている。平安時代の末期から雜任國司として対馬で権力をふるつた阿比留氏の庶流とも言い、宗氏が阿比留氏を倒して実権を握つた際、宗氏に加担したために宗姓を与えられたとも言われている。天文十五年に体統を正すため、島内各地の宗姓を称する一族その他に異姓を称させたときに大浦氏に復したが、豊崎郡内において高三間二尺四寸六分八毛四を宛行され、宗氏と血縁關係を持たない由緒ある旧家である。『宗家判物写』享保書上には、大浦治郎右衛門所持分として、文安二年八月十七日付宗掃部助宛宗貞盛宛行状ほか七通を収録しているが、中世土地券一七通を含め、一二六通が同家に現存している。そのうちには毛

利高政や小西行長の書状があり、珍重すべきものである。いずれも原形のままに遺っている。

(49) 河内大浦家文書

上対馬町河内
大浦一泰氏所蔵

当家は禄高四間二尺九分六厘四毛二、『宗家判物写』享保書上には、大浦貞之進所持分として、文保二年十二月十一日付又二郎左衛門宛宗盛国書下ほか二〇〇通を収録しているが、伝領文書は原形のまま、札紙や懸紙も付して、折紙や端裏切封のまゝ現存し、若干の出入はあるが、ほとんど散逸していない。中世文書、しかもいわゆる判物だけでなく、数多い私信を含めて、これ程に一軒の家に多数の文書が襲藏されている例は、杉村家文書を除いては対馬において他に見ないところで、全く驚嘆に値する。

(50) 比田勝家文書

上対馬町比田勝
比田勝雋氏所蔵

比田勝家は、蒙古襲来のとき戦歿した下野次郎盛忠の後と言われ、代々佐護に居り、応永の頃、宗氏惣領家と仁位の中村庶流との対立に際して、前者に応じた宗茂久が朽木中村の宗賀茂を比田方で討ちやぶり、その首級をあげたので、惣領家の貞茂がその勝利を祝つて名を茂勝と改めさせ、比田方を比田勝と改めて茂勝に与えた。これが比田勝氏の祖と言われている。同家には判物と称するものが軸装して五巻ある。『宗家判物写』享保書上には、比田勝金左衛門所持分として、応永六年五月三日付宗九郎宛宗貞茂宛行状ほか四通を収録しているが、実際には官途加冠状や名字書出・間高宛行状を除いても五二通が現存している。たゞ軸巻中に原本のほか写しが若干それも重複して収められて居り、また虫損の文書に裏打ちして加筆やなぞり書きが处处にあることは、史料としての価値はともかく、著しく体裁をきずつけていいる。禄高一間六寸八分三厘五毛二の有力給人である。

(51) 六十人中平山家文書

上対馬町比田勝
平山茂吉氏所蔵

宗氏は嘉吉・文安の頃、少式武藤氏に属して周防の大内氏と北九州で争

い、連戦不利のため、ついに筑肥豊三カ国にまたがつてはいた所領をことごとく放棄して、対馬一島に撤退を余儀なくされた。こうして九州本土に所領を宛行されていた旧家臣たちも対馬に帰住することとなり、しかも島内には彼等に田禄を給する寸土もなかつたため、彼等を商業に従事させて、土地にかわる種々の営業特権を扶持し、一般の町衆とは別格な格式を与えた。これが六十人中の由来である。平山家はこの六十人中の家柄で、その祖平山助三郎が宗貞盛から貿易・廻船の特権を認められた。同家には、応仁二年二月廿九日付平山備前入道宛宗貞国書下ほか二三通の中世文書が伝頌され、國立館大学にて二巻に軸装した。六十人中町人の伝頌文書の現存するものが極めて少い今日、重要な史料である。

(52) 洲河家文書

上対馬町豊 洲河生虎真氏所蔵

洲河家は、武藏の住人藤十郎入道了心から出でているが、了心は南北朝動乱期に宗経茂とともに少弐武藤氏に従つて足利尊氏に属し、しばしば戦功を立てた。正平九年に経茂から伊奈郡に所領を与えられて、対馬に土着するに至つたと言われている。同家はのちに豊崎郡内に高四間八寸三分一厘一毛六といふ知行を受けた田舎商人中でも有力な家筋である。『宗家判物写』貞享書によれば、須川万右衛門所持分として、元弘三年八月十日付沙弥了心着到状ほか六六通を収録しているが、現存の古文書は七五通うち写し一〇通ばかり、しかも文書に若干の出入りがある。四巻に軸装したものとほかにバラになつたものがあつたが、国士館大学にて二巻に表装した。

(B) 古記録

(1) 宗氏家譜

陶山存編著 六巻五冊 峯村三根 松村国智氏所蔵

宗氏家譜三巻、系図一巻、遺事一巻、考証録一巻計六巻五冊、貞享三年陶山存(号訥庵・鈍翁)の編著である。宗氏家譜の編修は、寛永の初め宗義成

が尾崎玄長に命じ、天和元年には宗義真が小山朝三に命じたが、いずれも成稿せず、あらためて貞享二年に平田真賢・加納貞清・陶山存らに命じて編修させ、存が執筆して翌年に稿を了えた。考証録は家譜に洩れた事項を考証して収録したもの、その目録は、判官公御譁、右馬頭公、刑部少輔公、善勝寺公御譁、山静院竜女院、順叟大居士肖像贊序、旧文書之内の写置、国分寺記録、御国郡郷之名、御家譜書改に分れ、享保二年七月に成了。別に正徳三年九月に存が提出した家譜に関する墨付四二枚の覚書がある。家譜にはこのほか多数の異本がある。

(2) 津島紀事 平山栄自筆本 一三巻一三冊

厳原町中村 八幡宮神社所蔵

数ある対馬の地理誌のうち最も形態の整つたもの、文化六年に郡奉行平山次郎左衛門栄(号東山)が撰進した。その動機は、朝鮮通信使の易地納聘準備のため対馬に来島した目付土屋帶刀廉直のすめによつたことが序文に明かである。本書は、一三巻、平山栄の自筆本と言われ、和文で書かれているが、文化九年に林大學頭栗衡の需めによつて川辺清次郎(号橘亭)が漢訳して幕府に献じた。全巻隨所に虫損があり、『対島島誌』の編著者日野清三郎が各葉を裏打ちして一三冊本に仕立てたが、戦後借覧者の不注意か、巻初の二冊の隅に焼痕がある。

(3) 寛文検地帳

厳原町国分 宗家文庫所蔵

小番衆大浦權大夫成友の提唱によつて、寛文元年に検地条目を定め、畠地の等級を立て、上富を基準として、すべてこれに換算した所謂上畠廻の税法を施行したが、検地は同三年に完了した。本書はこのときの検地帳で、対馬の郷村すべての分が保存されている。表示は石高を以てしているが、間高制は実にこの検地によつて完成したと言つてよく、検地の結果、二、三八八町九畝一五歩という耕地の間高が、一、三九五間一尺二寸六分となつた。本書

全体の冊数は未だ調べてない。

(C) 絵画地図類

(1) 斎藤為持画像 紹本着色 一軸 岩原町今屋敷 斎藤定樹氏所蔵

久根斎藤氏の始祖兵庫為持の画像、作者はわからないが、画贊は雨森東五郎誠清（号芳洲）が書いている。為持の経歴はどこまで史実か疑わしいが、壇ノ浦合戦後、平知盛の遺子（宗氏の始祖といわれ、惟宗姓）知宗を擁して筑前の大宰府に走ったといわれる。宗氏が平姓を称したのは貞国・成職の代で、この画贊のほか、僧仰之梵高が書いた『順叟大居士肖像贊并序』によると、文明の頃すでに知宗が平知盛の遺子であると言う説を採っている。しかもそれから発展して白河天皇の落胤と称するようになったのも比較的古く、永禄の頃の『桃林宗春大居士寿像贊并序』（東京都大田区養玉院所蔵宗晴康画像）がその好例である。しかしこれらの画贊に見える限りでは、まだ宗氏安徳天徳後胤説は成立していない。

岩原町天道茂 醍醐院所蔵

天明年間に府中の町人龜谷某らが奉納した偏額。海上から岩原港を眺めた図で、上面矢来の前に船改番所が描かれ、右下方には立龜岩が見えている。徐々に絵具が木板から剥落しつつあって、修理保護の措置がとられなくてはならない。

(3) 対馬州絵図

岩原町国分 宗家文庫所蔵

小田平左衛門・箕原多七の両名が元禄十三年に洋式測量術によって作製した二五、〇〇〇分の一の精密度の高い地図で、色彩の濃淡で起伏を現わし、海面に青色を施したもの、上県郡五七村、下県郡六七村計一二四村に城下と改番所・遠見番所が記入されている。嘉永二年四月に戸田官之介清直が元禄本を模写したものが、岩原町中村の八幡宮神社に収蔵されている。

(1) 海印寺藏板大藏經 (D) 経 卷

岩原町豆酸 多久頭魂神社所蔵

『朝鮮世宗美録』十年七月内辰条に、対馬佐賀に住み宗貞盛の命によつて、朝鮮渡航の貿易船の統制業務を小船越において主宰した秦盛幸と言う者が、その通商斡旋の功勞を賞され、海印寺藏板大藏經のうち大般若經を抽給されたと言う記事があるが、梅林寺に蔵されている大般若經は、卷一奥書に

板庫に蔵されているので、その雕板大藏經を海印寺藏板本と呼んでいる。本書は完本ではなく、その首部である大般若破羅蜜多經は若干冊が豆酸金剛院に収蔵されている。朝鮮から将来した時期は明らかでないが、宗貞盛が成職の代であったと考えられる。金剛院と多久頭魂神社に分蔵されている事情は遙かに説明できない。

陝川郡の伽耶山海印寺藏經

『朝鮮世宗美録』十年七月内辰条に、対馬佐賀に住み宗貞盛の命によつて朝鮮渡航の貿易船の統制業務を小船越において主宰した秦盛幸と言う者が、その通商斡旋の功勞を賞され、海印寺藏板大藏經のうち大般若經を抽給されたと言う記事があるが、梅林寺に蔵されている大般若經は、卷一奥書に

大檀越宗形部少輔貞盛

嫡子彦六

梅林寺常住幹縁比丘等久

とあり、第三四一一三四四の奥書には「檀那新左衛門尉 頤主等久」、第三四五—三五〇の奥書には「檀那早田新左衛門尉」とあって、全く別種の雕板

であり、海印寺蔵板本ではなく、板種も二種類あるようである。

(3) 大般若經 元雕板 上対馬町西泊 西福寺所藏

朝鮮から求請舶來した元版大般若經、保存状態が極めてよく、六〇〇巻中一巻を欠くのみで、首尾完全したものである。管見では、至元十六年七月と泰定三年六月雕板の二種から成って居り、日南山普寧寺雕經板局の刊造である。本書の奥書には次の通りの文がある。

対馬州豊崎郡西泊西福寺住

檀越宗彦六貞盛

住持沙門祖伝僧安置也、

上県町伊奈部落所藏

(4) 大般若經 元雕板

伊奈の桂輪寺に旧蔵されていたもの、(3)と全く同じ版で、これには乙卯(延祐二年)正月雕板のものもある。朝鮮歴代実録によれば、この種の版本は宗貞盛・成職の代に相当數朝鮮から贈られた筈である。これは完本ではなく、若干巻を欠いている。また雨露にさらされて、可成り痛んだ冊もある。

〔参考〕朝鮮歴代の実録によると、朝鮮から対馬に贈られた経巻は次の通りである。

年 代	受 贈 者	經 種 别
応永二十三	宗資茂(仁位郡代)	大般若經
"	宗貞茂	

(E) 棟 札

札

(1) 永和四年卯月廿九日宗澄茂棟札一枚 峯村木坂 海神神社所藏
対馬に現存する最古の棟札で、宗澄茂が木坂八幡宮の社殿造営を行つた際に掲げたもの、墨がうすれて判読できない部分もあるが、次のようにある。

上棟 当國上郡惣廟正八幡宮一字再功造(榮事)右伏以當社則懸峯阿育王塔婆之□□□□□阿弥陀尊□也、「而星霜日久、年月転退也、故感応□□□□□」私誓爰改□□□□于爰申乙男女尽傾頭、縉素僧俗皆合手、然間年遠隔、侵雨露之滴、答風飄之敲、堂舍吻危、徑恨摧朽、梁棟傾斜、牆壁□損、」然當州太守澄茂、「再功有之、先所祈者、天長地久、国土安穩、人々無難、子孫繁昌、諸願成就、円滿而已、仍上棟之如件、」

大檀越當州守護是宗朝臣伊加守澄茂
奉行藤原朝臣德長法名沙弥幸阿

永和二年午卯月廿九日

応永二十三	小田某(大山土豪)	大般若經
正長元	宗貞盛	大藏經
永享六	嘉吉	大般若經
七	文安元	法華經
九	元元	大般若經
十	元元	法華經
十一	元元	大藏經
十二	元元	大般若經
十三	元元	法華經
十四	元元	大藏經
十五	元元	大般若經
十六	元元	法華經
十七	元元	大藏經
十八	元元	大般若經
十九	元元	法華經
二十	元元	大藏經
二十一	元元	大般若經
二十二	元元	法華經
二十三	元元	大藏經
二十四	元元	大般若經
二十五	元元	法華經
二十六	元元	大藏經
二十七	元元	大般若經
二十八	元元	法華經
二十九	元元	大藏經
三十	元元	大般若經
三十一	元元	法華經
三十二	元元	大藏經
三十三	元元	大般若經
三十四	元元	法華經
三十五	元元	大藏經
三十六	元元	大般若經
三十七	元元	法華經
三十八	元元	大藏經
三十九	元元	大般若經
四十	元元	法華經
四十一	元元	大藏經
四十二	元元	大般若經
四十三	元元	法華經
四十四	元元	大藏經
四十五	元元	大般若經
四十六	元元	法華經
四十七	元元	大藏經
四十八	元元	大般若經
四十九	元元	法華經
五十	元元	大藏經
五十一	元元	大般若經
五十二	元元	法華經
五十三	元元	大藏經
五十四	元元	大般若經
五十五	元元	法華經
五十六	元元	大藏經
五十七	元元	大般若經
五十八	元元	法華經
五十九	元元	大藏經
六十	元元	大般若經
六十一	元元	法華經
六十二	元元	大藏經
六十三	元元	大般若經
六十四	元元	法華經
六十五	元元	大藏經
六十六	元元	大般若經
六十七	元元	法華經
六十八	元元	大藏經
六十九	元元	大般若經
七十	元元	法華經
七十一	元元	大藏經
七十二	元元	大般若經
七十三	元元	法華經
七十四	元元	大藏經
七十五	元元	大般若經
七十六	元元	法華經
七十七	元元	大藏經
七十八	元元	大般若經
七十九	元元	法華經
八十	元元	大藏經
八十一	元元	大般若經
八十二	元元	法華經
八十三	元元	大藏經
八十四	元元	大般若經
八十五	元元	法華經
八十六	元元	大藏經
八十七	元元	大般若經
八十八	元元	法華經
八十九	元元	大藏經
九十	元元	大般若經
九十一	元元	法華經
九十二	元元	大藏經
九十三	元元	大般若經
九十四	元元	法華經
九十五	元元	大藏經
九十六	元元	大般若經
九十七	元元	法華經
九十八	元元	大藏經
九十九	元元	大般若經
一百	元元	法華經
一百零一	元元	大藏經
一百零二	元元	大般若經
一百零三	元元	法華經
一百零四	元元	大藏經
一百零五	元元	大般若經
一百零六	元元	法華經
一百零七	元元	大藏經
一百零八	元元	大般若經
一百零九	元元	法華經
一百一十	元元	大藏經
一百一十一	元元	大般若經
一百一十二	元元	法華經
一百一十三	元元	大藏經
一百一十四	元元	大般若經
一百一十五	元元	法華經
一百一十六	元元	大藏經
一百一十七	元元	大般若經
一百一十八	元元	法華經
一百一十九	元元	大藏經
一百二十	元元	大般若經
一百二十一	元元	法華經
一百二十二	元元	大藏經
一百二十三	元元	大般若經
一百二十四	元元	法華經
一百二十五	元元	大藏經
一百二十六	元元	大般若經
一百二十七	元元	法華經
一百二十八	元元	大藏經
一百二十九	元元	大般若經
一百三十	元元	法華經
一百三十一	元元	大藏經
一百三十二	元元	大般若經
一百三十三	元元	法華經
一百三十四	元元	大藏經
一百三十五	元元	大般若經
一百三十六	元元	法華經
一百三十七	元元	大藏經
一百三十八	元元	大般若經
一百三十九	元元	法華經
一百四十	元元	大藏經
一百四十一	元元	大般若經
一百四十二	元元	法華經
一百四十三	元元	大藏經
一百四十四	元元	大般若經
一百四十五	元元	法華經
一百四十六	元元	大藏經
一百四十七	元元	大般若經
一百四十八	元元	法華經
一百四十九	元元	大藏經
一百五十	元元	大般若經
一百五十一	元元	法華經
一百五十二	元元	大藏經
一百五十三	元元	大般若經
一百五十四	元元	法華經
一百五十五	元元	大藏經
一百五十六	元元	大般若經
一百五十七	元元	法華經
一百五十八	元元	大藏經
一百五十九	元元	大般若經
一百六十	元元	法華經
一百六十一	元元	大藏經
一百六十二	元元	大般若經
一百六十三	元元	法華經
一百六十四	元元	大藏經
一百六十五	元元	大般若經
一百六十六	元元	法華經
一百六十七	元元	大藏經
一百六十八	元元	大般若經
一百六十九	元元	法華經
一百七十	元元	大藏經
一百七十一	元元	大般若經
一百七十二	元元	法華經
一百七十三	元元	大藏經
一百七十四	元元	大般若經
一百七十五	元元	法華經
一百七十六	元元	大藏經
一百七十七	元元	大般若經
一百七十八	元元	法華經
一百七十九	元元	大藏經
一百八十	元元	大般若經
一百八十一	元元	法華經
一百八十二	元元	大藏經
一百八十三	元元	大般若經
一百八十四	元元	法華經
一百八十五	元元	大藏經
一百八十六	元元	大般若經
一百八十七	元元	法華經
一百八十八	元元	大藏經
一百八十九	元元	大般若經
一百九十	元元	法華經
一百九十一	元元	大藏經
一百九十二	元元	大般若經
一百九十三	元元	法華經
一百九十四	元元	大藏經
一百九十五	元元	大般若經
一百九十六	元元	法華經
一百九十七	元元	大藏經
一百九十八	元元	大般若經
一百九十九	元元	法華經
二〇〇	元元	大藏經

同奉行源朝臣法名沙弥慶妙

總大工左衛門助家国

小工藤原朝臣長安

同小工左近三郎国宗

正宮司経恵_白

敬

すなわちこの棟札は、宗氏承統の上で抹殺されており中村庶流の澄茂が対馬守護と称し、島内支配を行つた事実を遺憾なく実証するもので、極めて重要な史料である。

なお同社の棟札は、これ以外に応永十六年十一月廿三日守護人宗右馬刑部少輔惟宗朝臣貞茂のものほか三三枚がある。

また厳原の八幡宮神社に現存する棟札は二三枚、年次不明の平朝臣讚岐守晴康息宗彦七茂國のものが最も古く、仁位天満宮すなわち和多都美御子神社棟札は八枚、天正十年三月十日仁位郡主朝臣仁位大和守調房嫡子同民部少輔調興のものが最も古く、記録に遺つてある大永三年八月十日国主平朝臣宗彦次郎盛長が掲げた棟札は現在しない。さらに豆畠多久頭魂神社の棟札数枚は、慶長十三年十一月十八日橋朝臣井手弥六左衛門智正の掲げたものほかあるが、最も古いものは明応二年三月二十日守護平朝臣宗讚岐守貞国并刑部少輔材盛・同彦七盛順の親子三代と宗茂國（宗枝關係未詳）の連名になった棟札で、これも「宗氏家譜」の伝える明応元年材盛讃封説を否定する有力史料である。しかしこれら現存の棟札は、いずれも年代的には海神神社のそれに及ばない。

奉懸鑄洪鐘

日本国管对馬嶋下県郡嚴豆御寺前、檀越正六位上權豫阿比留宿禰良家、以去寛弘五年八月二十八日鑄之畢、後者以去仁平三年十月三日鑄換畢、願主正六位上行豫阿比留宿禰吉房、「今以康永三年申七月二十五日鑄換之、奉施入、檀那沙弥妙善、沙弥尼妙悟、並為助成合力諸人現世安隱、後生善所也。」

住持懷真 勸進官司沙弥林僧_(一)

奉行僧肥州南久屋宝泉寺住僧明俊

大工同国上松浦山下庄寛円、小工季興_(二)

執筆同国下松浦御厨森寺住僧良譽_(一)

右志趣者、

今上皇帝、聖壽無疆、

大將軍家、祿算增崇、

風調雨順、國泰民安、

仏日增輝、法輪常轉、

梵花昌隆、檀那榮樂、

上報四恩、下資三有、

三十五遍驚大衆、

二十七遍集賢生、

五十八遍拔三途、

後二等覺妙覺位、

(2) 仁位清玄寺鐘

(銘)

嚴原町天道茂 嶽原測候所所在

今上皇帝、聖壽万安

國主惟宗朝臣貞國

(F) 銅 鐘

(1) 豆畠觀音堂鐘

嚴原町豆畠 多久頭魂神社所在

本寺壇越惟宗朝臣信濃守盛家

并子息職家
女祚庭祐啓

筑前州葦屋金屋大工大江貞家

小工十五人

応仁参年己丑十月二十二日

住持比丘雲梯妙騰譲誌解

大日本國対馬州仁位郡溪岳山清玄禪寺住持雲梯和尚

欲鑄鉛鐘、以啟發濁世之昏曠、

いすれも県の文化財に指定されている筈であるから説明を加えない。ともに在銘の重要な資料である。
このほかに厳原町中村の太平寺と峯村佐賀の円通寺にある銅鐘は、あらためて調査の要がある。

(G) その他の

(1) 厳原藩蔵米請取札印 一枚一顆 嶽原町日吉 下田稔氏所蔵

この請取札は蔵米受領者の証明となり、印を捺せば誰でも禄米を入手できたので、『賀島兵助言上書』によれば、困窮した小身者はしばしばこれを入質したようである。厳原藩の米蔵は今日の厳原町国分、拘置所のところにあった。本札は下田寛右衛門、高百參拾石のものである。(昭和四十三年八月稿)

B 対馬に於ける遺跡保存についての私見

黒板昌夫

I 選定の前提について

- 1、所謂考古学的遺跡については除外した。
- 2、別途任意調査していたものと今回古文書調査中偶々したものであり、全島を系統的に踏査した結果ではない。
- 3、筆者個人の観点から評価したものである。
- 4、基礎史料等については、なお精査の要がある。
- 5、従つて以下挙げるものは一つの案である。

II 遺跡

1、清水山

2、旧対馬藩御船屋

3、城山

4、旧府中城下町防火壁

5、聚落に関する調査

(1) 紹人を主とするもの

(a) 住宅

(i) 注意すべき聚落 志多賀

(ii) その他

(2) (a) 旧府中

(i) 木坂の社家町

II-1 清水山 下県郡嚴原町

いま清水山に存する城址は、文禄・慶長の役の際、基地の施設として構築されたものである。その固有の名称については、なお調査を要する。
独立状の丘陵清水山は、馬背状を呈し、その稜線上に、本丸、二ノ丸、三ノ丸を地形に即しつつ階段状に當む。
規模必ずしも大ではないが、歴史的には文禄・慶長役の遺跡として重要

であり、構造上からは、遺例に乏しい文禄頃の城址として、また上記三郭には虎口の櫓形の遺構が極めてよく遺っている等、城郭史上、価値あるものである。

要調査事項

- 1、清水山のほか、陣屋等全般的な施設の布置についても調査すること。
- 2、この役関係の城址としては、なお上対馬町に擊方山、内方山、結石山（城山ともいう）がある。このうち結石山は踏査したが、他の二件は未調査であり、踏査後判断したい。

II-2 旧対馬藩御船屋

下県郡厳原町久田

久田川の河口に設けられ、ドックはもと六基あり、うち二基は合併されたといわれ、いま五基となっている。

五基は並列し、各々築堤によって区割され、その前面に海に通ずる水路を設けている。今なお海水を湛えて繫船に、或は台風避難に利用され、また域内には正門、倉庫、藩主休息の建物等が遺っており、往時の景観を極めてよく伝えている。

江戸時代水辺の藩は、その藩用の船を格納する御船屋を設けていたが、遺存例の極めて乏しい現在、稀有の遺跡というべきである。

要調査事項

1、古図

2、対馬藩用船関係事項

II-3 城 山

下県郡美津島黒瀬

天智天皇六年十一月に築かれた「対馬國金田城」の位置については、古來異説もあるが、遺構の点から見れば、ここが最も有力である。

浅茅湾の奥部、洲藻浦の入口に當まれ、構造は所謂朝鮮式山城で、山頂部より裾にかけて斜面を圍繞する石壘、三ヶ所の門跡等がよく遺つてお

り、上代史上、また城郭史上価値ある遺跡である。

II-4 旧府中城下町防火壁

下県郡厳原町

今屋敷と国分の二箇所に遺っている。いまそれ一部分を遺すものと思われるが、前者は天保十五年、後者は弘化三年の築造にかかる。石墨であつて、銘文によれば高さ一丈三尺、根幅五尺である。

江戸時代の城下町が、都市史上再吟味されつつある現在、その経営上の遺跡として注意すべきものである。

要調査事項

1、旧府中内の他の遺存例の有無および旧址の追跡調査

2、旧府中内での配置状況

3、旧府中の古地図の調査

本調査は清水山、御船屋にも関連する。

II-5 聚落に関する調査

浦々谷々のさして広からぬ平地に、聚落がそれぞれ、あたかも孤立かの如き状態で発達していること、対馬の旅で得た印象である。

そしてそれぞれの聚落に住む旧給人の人々が、いまなお自家に関する戦国・室町時代、更に溯つて南北朝時代……ときに稀にではあるが鎌倉時代の文書を伝えていることは驚くべき現象である。

この印象から、現在の聚落や文書等を通して、江戸時代はもとよりのこど、更に中世の聚落についても、或は何等かのヒントが得られるのではないか、という期待も持たれる。

また城下町としての旧府中と木坂の杜家町が注目される。

II-5-(1) 細入を主とするもの

(a) 住 宅

給人の住宅の平面は、一定の基準に従い、その間多少の出入りがあるに

過ぎないと思われ、その平面は、対馬の古い農家を観察する機会はなかつたが、基本的には、作業用の広い土間を持つ四つ目どりの一般農家形式を基礎とするもののように、特に農家と区別されるのは、外觀ではヨツツキ（ヨリツキ）と称する儀礼的な式台附の玄関と玄関（冠婚葬祭用）、ドージと称する内部土間の出入口を有することで、更にドージは、農家の土間入口に当るが、給人住宅では内部土間が出入用の狭いもので、作業用でないことが注意される。

また内部では、ダイドコロの広間に、党人集合の際主人の坐る特定の位

置があり、その背後に小さな床の間（中敷）を設けていることも注意される。

以下たまたま目に触れた注意すべき住宅を挙げるが、筆者はもとより建築師ではない。

次の観点から選んだ。

i 聚落景観の要素として価値ありと認めたもの

ii 後補の少ないもの

iii 原則として、多少とも屋敷構えの面影をとどめているもの

〔備考〕 内部に入つてないものも含まれている。全体を通じて「納戸」には入っていない。

(1) 斎藤兵衛・川上直氏宅

下県郡厳原町与良内院

座敷の前の庭の面影がのこっている。

(2) 長岡公氏宅（社家）

下県郡豊玉村仁位

現状では、特に社家のみに特有という施設は見られない。これは以下の社家にも同様であるが、この点は祭祀行事等と共になお調査を要する。

(3) 佐伯繁昌氏宅

下県郡豊玉村鎌川

移築したもののが、ドージ内土間の上に中一階の雇人部屋を造っている。地主階級民家の特徴の一つをここに見る。

この中二階は、他にも一例見たが、勿卒の際、場所は失念した。精査すれば他にもあるであろう。

四 小田筐和氏宅

(a) 島居伝氏宅（社家）

上県郡峯村木坂

(b) 永留久恵氏宅（社家）

上県郡峯村木坂

(c) 扇浅太郎氏宅

上県郡上対馬町小鹿

(d) 財部吉子氏宅

財部牛子氏宅

上県郡上対馬町琴

(e) 上県郡上対馬町五根緒

上県郡上対馬町五根緒

両家は並んでいて、吉子氏が本家のことである。もう一軒財部氏宅があるがこれは除く。沿革は調査を要するが、一見したところ背後に丘陵を負い、いかにも中世的居館の面影を伝えていたかの印象をうける。修理可能ではあるが、吉子氏邸は、可成り傷んでいる。

(f) 糸瀬学氏宅

志多賀

上県郡上対馬町五根緒

(g) 注意すべき聚落

志多賀

六代頼茂がここに館し、ついで七代貞茂が佐賀に移ったといわれ、短い期間ではあるが宗氏の遺跡として、又港湾として注意すべきところで海東諸国紀に「三百五十余戸」とあり、島内でも屈指の聚落だった。

従つてここを単に給人のみの観点から捉えることは多少躊躇されるが、一応現状に即して分類することとする。

この地は、内懷に可成りの平地を有する浦で、聚落は、その海岸にある。

山沿いに略々東西に走る小路から南方海岸方面に数条の小路を派出

昭和四十三年八月十一日案

C 宗氏歴代画像目録

東京都大田区

養玉院所蔵

し、整然たる觀を呈する。住民構成まで調べられなかつたが、この小路沿いに給人の住宅が存する。
但し阿比留氏宅は、東西小路の北側にあるが、北側は山が迫り住宅は少ない。

稍々この外觀に囚はれる嫌いはあるが、この地が前述の如く宗氏の拠地だったこと、中世港湾交易の盛んであったことなど合せ考えると、この街区構成は、興味ある課題を提供するのではないかと思う。

(3) その他
なおこの志多賀の研究には、佐賀も併せて考察する必要がある。

志多賀、佐賀の浦に対して、山間部の聚落についても適宜研究し、特性を求める必要がある。

II-5-2

(4) 旧府中

かつて国府の所在地であったので、また貞国（室町中期）以来宗氏の拠地となり、近世城下町となつた変遷は、歴史地理的に非常に興味がある。また差し当りは、遺存している武家屋敷街の研究と保存を考える要もあるう。

前述の久田の御船屋、防火壁、更には港のやらいも、城下の一環として更に意義あるものとなる。

(5) 木坂の社家町

社家の個々については、先に述べたが、海神神社（旧上津八幡宮）の社家町として特徴ある景観をとどめている。
海神神社境内と共に併せて保存できれば、神社と社家町とを併せ備えた、すぐれた例となるであろう。その詳細な研究が「対馬村落の研究」（『九州大学九州文化史研究所紀要』第一）に収められている。



一、宗盛国画像 絹本着色、原寸 83 × 53cm.

(村田正志)

盛國は盛明の子。右馬助。貞和五年四月十日歿。西來寺殿祖翁妙意と号した。本図は痛みが甚だしく、剝落するところが多いが、宗氏歴代の伝存する画像中最も古く、恐らく室町初期の作かと考えられ、貴重なるも

のである。

二、宗貞盛画像 絹本着色、原寸 $39.6 \times 53\text{cm}$ 、
貞盛は貞茂の子で、幼名都々熊丸、また彦六と称した。刑部少輔、讚岐守。
享徳元年六月廿二日歿。年六十八。円通寺殿方悦元勝と号した。佐賀円通寺後
山に葬る。この画像は、その構図賦彩などから察するに、貞盛の時代をあまり
降らぬ頃のものと判定されるが、剥落するところ多いのは遺憾である。但し相
貌は幸いにこれを見ることが可能である。

三、宗貞国画像 絹本着色、原寸 $21 \times 52\text{cm}$ 、

貞国は成職の子。幼名彦七、刑部少輔。明応三年七月九日歿。年七十三。国
分寺殿中室宗玄と号した。府中の福利山に葬る。この画像は剥落甚だしく、相
貌さえ定かでないが、画幅の形状は他と異り横に長い特色があり、画面の右方
に貞国があり、その左方に彼の夫人らしき女性が描かれている。これも貞国の
時代を去ることを遠からぬ頃の作と考えられるものである。

四、宗材盛画像 絹本着色、原寸 $21 \times 51\text{cm}$ 、

材盛は貞国の中子。初名盛貞、刑部少輔。永正四年三月六日歿。年五十一。達
磨院殿秀峯と号した。府中の太平寺前野に葬る。天正年中に醍醐院に改葬
す。本図も材盛時代のものたると想いなく、近世武
将の肖像画の典型的優品と
考えられる。

五、宗晴康画像 絹本着
色、原寸 $31.5 \times 49\text{cm}$ 、

晴康は豊崎郡代能登守盛
俊の次子で、將盛の伯父に
當る。はじめ僧となり、鎌



倉建長寺にあり、後帰國して国分寺に住んだ。享禄二年還俗して賢尚と改め、
また貞泰と称し、更に晴茂と改めたが、天文十一年足利将軍義晴の偏諱を受け
て晴康となつた。讚岐守。永禄六年二月十八日歿。年八十九。西福寺殿桃林宗
春と号した。本画像は永禄五年十二月上辯西山寺宗諸の贊があり、晴康在世中
の作にかかり、その確実性を示して貴重すべきである。

(贊)

桃林宗春大居士寿像贊并序

本朝白河帝後裔、誠可畏而敬者宗家也、諸宗之中、嘗助太宰君、率兵卒數
百、杭於海端戰功、以復筑豐肥三州、一嶋之地者誰歟、順曳是也、其二男貞国
亦震父余列、入于筑紫策軍功、所謂生子當如孫仲謀者也、爾來雖孫謀惟多、
克繼踵緒、克守國家、〔國之〕數民塗炭者又誰歟、大居士是也、其賢子今國主義調
公、至孝之余、預命画工、繪大居士尊容、微予以贊、予以不才固辭者于再于
三、公督責告予曰、昔國分師給其先考順叟肖像、需贊於前景德仰之和尚、和
尚書以宗家譜系、至今伝于国分精舍者也、故由貞国而上舉詳于和尚之贊詞、
由貞国而下未詳之以為闕典、願予書之、以見充贊、則我素望也、予嚴命難默、
謹原之、貞国之嗣曰材盛、材盛之嗣曰義盛、義盛無胤嗣、故以姪盛長為嗣、
盛長亦無嗣、以盛弘之息將盛為嗣、自將盛至大居士者也、蓋將盛者大居士賢
姪、而盛弘者大居士寵弟也、同姓一家、脉脉而繼者如斯、於戲富哉富哉、初
大居士未繼國統之時、遊歷大方、徧探名勝、帰来灑榮名、而甘隱□矣、于時
將盛刻薄而大居士恭儉也、故家臣欲使大居士繼國統、大居士辞讓者固矣、合
國推成主、於是大居士不獲已竟繼家緒、以仁厚著生人、以勇義平國難、加之
專信积氏、内会私心、外尊経教、性愛桃花自号桃花、是以寿考如神仙、而老
顏亦似少壯、今也讓于位賢子、以休息矣、可謂宗家中興主也、因贊一偈曰、
早土皇州遊歷旋、晚伝家業領山川、自河流並其流遠、遠大難量億万年、
永禄五年壬戌十一月上齋
寓西山方室宗諸謹拜贊



六、宗義調画像 紹本着
色、原寸30×51cm.



義調は暗康の子。幼名熊太郎・彦七。初名義親。刑部少輔、讚岐守。永禄九年致仕、出家して閑斎一鷗と号したが、天正十六年十二月十一日歿。年五十七。長寿院殿椿齡宗寿と号した。

安樂山に葬る。本図も贊はないが、義調時代のものたること疑いなく、近世武将の画像の特色を具えた格調高い美術品と考えられる。

七、宗義智画像 紹本着色、原寸113×50.8cm.
義智は将盛の子。幼名彦三また彦七。初名昭景。対馬守、侍従。天正七年義純の後をついだ。朝鮮役にしたがつて功を立て、また和平の諸事につとめた。元和元年正月三日歿。年四十八。万松院殿石翁宗虎と号した。府中の万松院に葬る。本図には左の如き延宝四年大徳寺性翁宗智の贊があり、その確実なる作成年時を知ることが出来ると共に、彼の事蹟の概要がわかる。

(贊)

万松院殿前対州太守羽柴侍従豊臣朝臣宗義智石翁宗虎大居士肖像

西戎雄將、朝鮮先鋒、指麾三軍、則按腰利劍、威而厲、撫育二家、則戴頭嚴冠、安而恭、時時當機亂面、物物對說從容、看、丹青摠不真、如何塗綉去、咄、咄、為我一握手、如聽萬岳松、

威德主盟紹要首座、一日持石翁宗虎大居士之肖像來、求讚語於余、不能固辭、叨馳毫毫、塞白而已、

延宝第四祀童集丙辰初秋日
前大徳性翁宗智乱道仰觀

なお義智の画像は、この外に対馬の万松院にも三幅あり、その各々の相貌に多少の相違が認められるが、本画像には、前述の如き贊があり、それによつて最も確実なるものと判定される。



八、宗義眞画像 紹本着
色、原寸93.4×53cm.

義眞は義成の子。幼名彦満。官途は播磨守、対馬守、侍従、刑部大輔。宗家中興の英主と称せられ、藩政を見ること實に四十年の久しきに及んだ。元禄十五年八月七日歿。年六十四。天竜院殿高巖宗屋と号した。万松院に葬る。この画像は贊はないが、よく当たる義眞の個性を描写して画面に生気が躍動するの感があり、肖像画としてすぐれたものと考えられる。

九、宗義倫画像 紹本着色、原寸92.5×55cm.

義倫は義眞の子。初名義童。右京大夫、対馬守、侍従。元禄七年九月廿七日父に先立つて歿した。年二十四。靈光院殿心嶽宗觀と号した。この義倫以後、宗家歴代の画像は著しく類型的になり、精彩を欠き、美術価値に乏しくなつた。これは時代の影響ではあるが、また画工にその人を得なかつたことにも因るものと考えられる。

一〇、宗彦千代画像 紹本着色、原寸92×56.8cm.

彦千代は義方の子、義誠の弟である。初名三浦楨千代。正徳三年八月六日夭

ふく宗氏一族某の出家後の姿を写したものであらうと思われる。

死した。年九歳。瓊林院俊殿獄露英と号した。万松院に葬る。

一一、宗義蕃画像 絹本着色、原寸85.2×39.5cm,
義蕃は義誠の子。初名如苗。主水、対馬守、侍従、式部大輔。義如の嗣となり、封を襲いだ。安永四年八月十二日歿。年五十九。大順院殿法如超禪と号した。万松院に葬る。

一二、宗義功画像 絹本着色、原寸94.5×56.3cm,

義功は義暢の子。幼名猪三郎。対馬守、侍従。天明五年七月八日年十五で急死した。よつて藩主老松村直記らが、その死を秘し弟富寿を義功と名乗らせ、繼嗣を偽装した。文化十年五月十七日歿。年四十三。淨元院殿明田宗秩と号した。万松院に葬る。本図はもとより弟の義功たることは、その相貌によつて明白である。

一三、宗義質画像 絹本着色、原寸125.5×65.2cm,

義質は義功の子。幼名岩千代。対馬守。天保九年八月九日江戸に於て急死した。年三十九。啓祐院殿朋調宗敬と号した。万松院に葬る。

一四、宗義章画像 絹本着色、原寸126.2×56.3cm

義章は義質の子。幼名彦満。夫人が長州藩主毛利齊輝の女（経芳院）であった関係から、義章は諸藩に先がけて勤王運動を主唱し奔走した。天保十三年五月二十九日歿。年二十六。兆徳院殿温恭宗賢と号した。万松院に葬る。

一五、宗義和画像 絹本着色、原寸121×57.1cm,

義和は義章の弟。幼名兵次郎。はじめ植口家を継いで兵部と称したが、のち義章の後をうけて襲封した。文久二年三月子義達に封を譲つて退隱し、明治十七年木坂の海神社宮司を拝命した。同二十三年八月歿。

一六、某画像 絹本着色、原寸75×35.8cm,

この画像は誰であるか明らかでない。その画風から判断するに江戸時代のものらしい、また描かれた人物は僧形ではあるが、相貌その他から察するに、恐

学事彙報

昭和四十一年度

○円覚寺・鶴岡八幡宮・江島等の見学

本大学に文学部が創設された当初、関係教授の間で、今後同学部の運営や学風、或いは教職員学生間の協力融和などについて、種々建設的意見が交わされた。その結果の一として、毎学年新入学生を迎えた後適当なる日を選び、教職員学生一同が日帰りの見学旅行を行い、知見をひろめると共に一同が交歓し、健全な楽しい学園を築いてゆこうということになった。その第一回の試みとして、本年五月三十日一同バスに分乗して鎌倉・江ノ島方面に見学旅行を行った。午前九時大学を出発、まず円覚寺に至り、山門・仏殿・正統院・仏日庵などを見学、次に鶴岡八幡宮に至り、参拝の後休憩して昼食を共にした後、各自国宝館や近代美術館などを見学した。再び乗車していわゆる鎌倉大仏に至り、これ拝した後、片瀬海岸に赴き、一旦下車して各自由に江ノ島を見学した。午後四時乗車、帰途につき、午後五時半頃無事帰学するを得た。

昭和四十二年度

○吉見百穴・川越喜多院・飯能高麗神社等の見学

昨年度の例にならない、文学部に於ては教職員学生一同は、本年も新入学生的歓迎をかねて見学旅行を催すことになり、五月二十九日これを実行した。当日前九時一同バスに分乗、中仙道を経由して、まず吉見百穴に至り見学、再び乗車して川越市に至り、埼玉県国体開催のために近時新装成れる室内競技場の見学を行つた後、ここで昼食をすませ、少憩後また乗車、喜多院を見学、更にまた乗車飯能に至り高麗神社に参拝した。午後四時帰途につき、同五時半無事帰学した。この日殊更に天気快晴で、絶好の条件であったが、交通状況が思う

ようにならず、連続するバス群は屢々停止させられる事態に遭遇し、今後の運営に再考を要することを感じしめられた。

○黒田教授の対馬古文書調査

かねて黒田・藤井両教授によって、対馬に遺存する古文書の学術調査を行ったとの案件が考えられていたが、準備が整い、本年七月暑中休暇を利用して、まず第一回予備調査として黒田教授が渡島調査したがつた。同教授は同島出身の本学学生數名を助手にして、滯島二週間巖原・比田勝その他主として同島の幹線道路に沿う各地に於ける古文書所蔵者の家々を歴訪し、重要なものの約一五〇通をフィルムに撮影して帰られた。帰学の後、これを現像焼付の上、逐次解説し、引きつき原稿の作成に努力中である。同島に鎌倉時代以降の中世文書及びそれに連続する近世の重要な多くの古文書が存在することは、学界周知のことながら、交通その他の関係で、今日なお根本的な調査が行われず、散逸のおそれが唱えられつゝある現状であり、条件が許せば、今回の調査を基礎として、今後なお継続する予定である。

○対馬古文書展示会の開催

別項にあるが如く、本年七月黒田教授の対馬古文書の調査の結果、文学部に於てはその主要なる原本文書を本学に借入し、十月八・九・十の三日間、同学部二〇一番教室を会場に展示会を開催し、学界及び一般の要望に応えた。当日出陳された主なるものは、比田勝家文書・大浦家文書・洲河家文書・平山家文書・松村家文書・山上家文書・早田家文書・小田家文書・斎藤家文書・龜谷鯨組文書及び宗家諸記録・東京養玉院所蔵宗氏歴代画像・佐保出土考古学品などであるが、概ね学界未知のものであり、各方面の研究者が連日会場に溢れる程の盛況であった。就中早田家所蔵にかかる倭人皮古三甫羅告身の一通は、成化十八年すなわちが文明十四年のものであり、「朝鮮国王之印」が鈐され、韓国に現存の一通と共に極めて珍貴なる文書であり、佐保出土品は馬鐸・巴形銅

器・銅釧片・銅環など昭和四十年発見された貴重なる品々であり、いずれも観覽者を驚喜せしめた。なお研究者のために詳細なる解説目録を作成し、希望者にこれを頒布し、更に黒田教授を中心に対馬の歴史と古文書についての講演会を行い、一般来会者の参考に供した。

昭和四十三年度

○村田教授の「後村上天皇御事蹟」御進講

本年は後村上天皇が崩御になつてから満六百年に相当する。そこで宮中に於ける六百年祭執行に先立ち、四月二日村田正志教授は、お召により仮宮殿に参向、天皇陛下及び皇太子殿下御夫妻に、後村上天皇の御事蹟について御進講申し上げた。御講の後、陛下及び皇太子殿下より種々御下問があり、謹んでこれに奉答し、無事に大任を果して退下されたとのことである。なお同教授は、その際新しく編成した後村上天皇御年譜及び鰐淵寺・雲樹寺・故村手重雄氏等に伝存する同天皇宸翰の写真を参考までに御手許に提出し、天覧台覽を賜つた由である。

○金沢文庫・小田原城址・相模湖・多摩御陵等の見学

例年の通り文学部に於ては、本年も教職員学生一同が新入学生の歓迎をかね、親睦のための見学旅行を行つことになった。ところが同学部も創設以来既に三年度になり、学生数が急速に増加し、現今の交通状況とも考え合せると、四年の通り文学部に於ては、本年も教職員学生一同が新入学生の歓迎をかね、親睦のための見学旅行を行つことになった。ところが同学部も創設以来既に三年度になり、学生数が急速に増加し、現今の交通状況とも考え合せると、

韓国の見学は、同國固有の歴史的記念物と文禄・慶長の役に構築された所謂倭城を主対象にしたものである。李弘植氏の案内をうけ、十五日間の滞在期間に、ソウル—水原—風納里土城（百濟古都）—南漢山城—扶余—公州—大邱達城—高靈經由、海印寺—慶州—蔚山城—通度寺—釜山城—西生浦城—機張城—龜浦城—金海城—梵魚寺等を見学した。ソウル・扶余・水原の閑郭都市の様相、またそれと山城との相関性、ソウルの各宮に遺る中國式宮殿のプランや風姿、或は日本古文化に關連ある扶余や慶州の文物など、歴史地理学上の比較研究に得るところが多く、また南韓に存する倭城は遺存状況がよく、わが日本の

曾我部静雄教授は、その專攻が律令を中心に、日本・中国の異同の実証的研究に存することは周知の通りであるが、近時多年の研究をまとめられ本書を完成された。その内容は力役・官僚・兵役・戸籍・京畿・土地租税及び民間習俗など各方面の諸制度を比較し、中日關係を詳述されたもので、本書は律令制や日中交流史の研究に大なる金字塔を築かれた著作である。

○黒板教授の沖繩及び韓国旅行

歴史地理学担当の黒板昌夫教授は、昨四十二年十二月に沖繩、本四十三年五月に韓国へ出張した。沖繩は文化財保護委員会（現文化庁）の委嘱により、同地の史跡調査と保存修理につき、勧告と助言するため、城郭を主テーマに、首里城・御物城・今帰仁城・勝蓮城・南山城・座喜味城・具志川城・玉城城・知念城・糸数城・伊祖城等を視察した。この度再度の訪琉にはアメリカの港湾司令部のある御物城の見学があり、有意義であった。また久米島に飛び、その具志川城・仲里間切藏元跡・石垣殿内（旧按司・上江州氏邸）等も視察した。沖繩の城郭は、室町時代に石垣が完成されているが、これは風土の影響によるもので、また女壇や城門のアーチなど、大陸の影響が看取される。しかして各地の豪族が、やがて尚氏に統一される過程は、日本の中世末から近世の統一に至るとの軌を一にし、その遺跡は歴史地理研究上興味がある。

○曾我部教授の「律令を中心とした日中關係史の研究」の刊行

城郭研究上に得難い好資料を提供するものと痛感せしめた由である。

○黒田・村田・黒板・藤井四教授の第二回対馬學術調査

昨年度に於ける黒田教授による第一回対馬古文書調査の後をうけて、本年よ

り本格的な調査を実施することになり、同教授を中心に、村田・黒板・藤井三教授が加わって行われた。七月初旬先ず藤井教授が渡島して、地元に於ける各方面と連絡し、準備を整えて一行を待つたが、夏季休暇に入ると同時に、他の三教授は有志学生数名を同伴して渡島し、地元出身の学生とも合流して打合せの末、二班の調査團を編成し、厳原よりはじめ、ほとんど全島にわたり古文書を中心として、器物・考古学品・史蹟・民家等ひらく同島に遺存する古文化資料について調査を実行した。何分にも同島は今日なお交通が不便であり、殊に調査の対象となるものが、概ね幹線道路から隔絶する僻地の民家に散在している関係上、長崎県及び対馬町村当局、高中小学校等の援助を受けること多大ではあつたが、なお所蔵者や有志關係者に少からぬ迷惑をかけ、その厚意ある協力によつて事を遂行し得た次第であった。在島二週間、幸いに概ね天候にも恵まれ、一同何の事故もなく、予期以上の成果を收め、撮影するフィルムは實に三〇〇リールの多きに達したが、七月二十六日一同は離島した。なお帰途藤井教授は一行に先だって離島し、長崎市に至り、県当局に謝意を表して帰都したが、他の三教授は厳原町及び長崎市に於て調査報告の講演を行い、古文化財の重要性を訴え、各方面に大いなる感銘を与えた。

○村田教授の「出雲国造家文書」の刊行

村田正志教授は、かねて出雲国造北島家に伝来する古文書について調査研究をされていて、近時これを完成し、本年七月これを刊行された。出雲国造は古來出雲大社の祠職として繁榮し、また出雲の豪族として同地方に大をなしたが、中世に千家・北島両家に分立して今日に及んだ。両家共に各約五〇〇通の古文書を伝えるが、今度刊行されたのは北島家の分であり、鎌倉時代から明治

維新に至る重要文書四二九通を收め、厳密なる校訂を施し、各通について適切なる解説を加え、なお巻末に北島国造家系図を附載しており、国史研究上の重要文献として今後利用されることであろう。